

平成 29 年度東京都中央卸売市場豊洲市場自動車登録実施要領

平成 30 年 10 月の豊洲市場の開場に伴い、豊洲市場で使用する車両について東京都中央卸売市場条例 114 条の 3 の規定に基づき、自動車登録手続を行う。

1 対象車両

豊洲市場への入場を予定する業務用（通勤用車両を含む）車両（特殊自動車及び歩行型運搬車は除く）。

2 提出書類

車両を登録する場合、自動車登録申請書に必要事項を記入、押印し、以下の書類を添付して申請する。

① 自動車登録申請書

② 自動車検査証（車検証）の写し

③ 誓約書

※④ 粒子状物質減少装置等装着証明書の写し

（ディーゼル車のうち、初年度登録から 7 年を経過している車両）

※⑤ 営業許可証の写し。営業業種でない場合は、事業税納税証明書の写し等

（場内団体に所属していない場合）

※⑥ IC タグ貸与申請書（週複数回来場する車両の場合（産地車両を除く）） ※印は該当車両のみ

3 申請受付

申請の受付は次の区分のとおり行う。

自動車登録を行おうとする申請者は、原則、青果連合事業協会、豊洲市場 6 街区物流施設管理協議会及び豊洲市場 7 街区物流施設管理協議会（以下「各街区協議会」という。）を経由し、東京都に申請を行う。

場内団体に所属している場合 【所属団体扱い】	団体に所属していない場合 【一般買出人及び場内業者個人扱い】
<p>所属団体組合員の方は、上記の書類を所属する団体事務所に<u>平成30年3月16日(金)までに提出</u>してください。</p> <p>なお、申請者の所属団体は、申請書を取りまとめの上、各街区協議会に提出し、各街区協議会が、自動車登録所（正門巡視詰所の横）へ書類を送付します。</p> <p>【築地市場自動車登録所受付期間】 午前 9 時から午後 1 時まで（開市日のみ）</p>	<p>以下の方法により、各街区協議会を経由し、提出してください。</p> <p>(1) 青果部(5街区) 団体に属していない<u>青果部の買出人の方は、取引先仲卸業者を通じ、運送業者の車両については、運送の委託主である卸売業者・仲卸業者・売買参加者を通じ、青果連合事業協会(5街区)へ平成30年3月16日(金)までに提出</u>してください。</p> <p>(2) 水産物部(6街区・7街区) 6 街区及び 7 街区を利用する方で、団体に属していない方は、<u>申請書類を自動車登録所(正門巡視詰所の横)に設置してある各街区協議会の専用ボックスに平成30年3月16日(金)までに提出</u>してください。</p> <p>【築地市場自動車登録所受付期間】 午前 9 時から午後 1 時まで（開市日のみ）</p>

4 登録証の交付（IC タグは該当する場合のみ）

申請書の受付後、内容を審査の上、各街区協議会又は所属団体を経由して交付する。

5 その他

① 築地市場における新規及び入替えの車両は、通常どおり自動車登録所において受付する。

ただし、更新期間中は臨時登録証を発行する。

② 現在の築地市場の自動車登録証は、豊洲市場の開場をもって無効とする。